放課後児童クラブのご利用について

■　概要

放課後児童クラブは、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいない子どもに、授業の終了後に児童クラブ施設を利用して適切な遊びおよび生活の場を与え、その健全な育成を図ります。

■　入所要件

○　町立小学校に就学している児童または田布施町に住所を有し町外の小学校に就学している児童であること。

○　保護者及び同居の祖父母（利用年度末において 70 歳以下の人に限る）が、以下のいずれかの事由に該当していること。

事由	基準
就労	おおむね週 3 日以上就労している
妊娠・出産	出産前 2 ヶ月、出産後 3 ヶ月である
疾病・障がい	疾病・負傷している、または精神や身体に障がいを有している
親族の介護・看護	親族を常時看護または介護している
就学	学校、専修学校、各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学している
災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害復旧にあたっている

※求職活動、育児休暇を理由とする児童クラブの利用はできません。

就労等の支援のための放課後児童クラブです。
入所要件となるご家族のどなたかがいる場合は家庭保育をお願いいたします。
また、冠婚葬祭やイベント等の参加、きょうだいの学校行事等に参加するといった理由での児童クラブの利用はできません。

■　名称及び実施場所

実施場所は、小学校敷地内の児童クラブ施設です。次のとおり学年ごとに分かれています。

小学校区	児童クラブ名称	学年	連絡先
城南小学校	城南児童クラブ	1 年生～6 年生	52-1007
田布施西小学校	田布施西児童クラブ 1 組	1 年生、2 年生	52-2227
	田布施西児童クラブ 2 組	3 年生～6 年生	52-7700
東田布施小学校	東田布施児童クラブ 1 組	1 年生、2 年生	52-1003
	東田布施児童クラブ 2 組	3 年生～6 年生	52-1104
麻郷小学校	麻郷児童クラブ 1 組	1 年生～3 年生	52-4848
	麻郷児童クラブ 2 組	4 年生～6 年生	53-2370

■　開所日および開所時間

児童クラブの開所時間は次のとおりです。

開所日	開所時間
学校授業日	授業終了時から午後 5 時まで ※延長利用者は午後 6 時まで。
学校の長期休み、 学校行事振替日、土曜日	午前 8 時から午後 5 時まで ※延長利用者は午後 6 時まで。ただし土曜日は延長利用不可。

※その他、町長が特に必要があると認めるときは、この限りではありません。

■　休所日

日曜日、祝祭日（振替休日を含む）、夏季（8 月 13 日から 16 日まで）、年末年始（12 月 28 日から 1月 4 日まで）、災害等の影響により小学校が休校となる場合

■　土曜日利用及び延長利用について

保護者および同居の祖父母（利用年度末日において 70 歳以下の人に限る）の就労等の状況により、町で審査し保育が必要と認められた場合に利用可能です。

○　土曜日利用

就労の場合は、土曜日に勤務があることを確認できる就労証明書やシフト表が必要です。

○　延長利用

就労証明書の就労時間より、午後 5 時までのお迎えが困難と判断できる場合に利用可能です。

※就労以外（介護・疾病等）の事由で土曜日利用や延長利用を希望される方は、町民福祉課児童係までご相談ください。

■　保育料等

児童クラブの児童 1 人当たりの利用に係る月額料金は次のとおりです。

保育料	3,000 円
教材費（おやつ代その他）	2,000 円

＜保育料の納付方法＞

○　保育料は、入所決定後に役場からお送りする納付書により納付していただきます。
○　口座振替を希望される場合は、金融機関窓口にてお手続きが必要です。
○　すでに保育所等で口座振替をされていた方が、児童クラブ入所後に引き続き口座振替を希望される場合も、改めてお手続きが必要です。
○　きょうだいで利用される場合も、児童ごとにお手続きが必要です。

※生活保護受給世帯や保護者が、病気等により保育料の負担が困難である場合は、利用者負担金の減免を受けられる場合がありますので、申請時にご相談ください。
※月途中の入退所の場合は、保育料は日割計算となります。
※教材費は、利用する児童クラブに直接現金でお支払いいただきます。

■　保険について

児童クラブでの保育活動中における児童の事故やけがに対する補償として、スポーツ安全保険に加入しています。保護者の掛金負担はありません。

■　入所承認の取り消し

入所後、次に該当する場合は、入所の承認を取り消すことがあります。

○　児童クラブの保育料を 2 ヶ月以上滞納したとき
○　保護者が、その監護する児童にかかる保育所の保育料を滞納しているとき
○　特別の理由がなく 2 ヶ月以上保育を利用しなかったとき
○　特別の理由がなく利用日数が 5 日に満たない月が引き続いて 3 ヶ月を超えたとき
○　所定の保育時間を過ぎても児童を迎えに来ないことが頻繁であるとき
○　集団生活または管理運営に支障が生じると認められるとき

その他、ご不明な点は町民福祉課児童係までお問い合わせください。

町民福祉課　児童係　TEL 0820-52-5810